

平成29年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年2月9日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第2回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1 番	小林	敏生	20 番	羽野	勝己
2 番	松尾	彰	21 番	伊藤	猛
3 番	田中	諭	22 番	田子森	博美
4 番	山崎	信	23 番	櫻木	キクエ
5 番	後藤	干城	24 番	原田	俊昭 (欠席)
6 番	櫻木	和雄	25 番	石井	隆壽
7 番	井上	良夫	26 番	西川	幸男
8 番	窪山	茂隆	27 番	穴見	義夫
9 番	田中	眞知子	28 番	宮本	保孝
10 番	釜堀	豊	29 番	井手	峯勝
11 番	徳永	辰雄	30 番	大隈	弘子
12 番	高着	土良	31 番	森	洋
13 番	矢野	忠徳	32 番	和佐野	光晴
14 番	古川	ますみ	33 番	徳田	清則
15 番	田中	学	34 番	日吉	慶一
16 番	鶴川	昌洋	35 番	小嶋	嘉則
17 番	大山	源次	36 番	才田	正晴
18 番	樋口	博幸	37 番	森部	賢一
19 番	橋本	計			

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2 号 農地改良届出について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農地転用計画変更申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 高 岩 浩 司

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、24番原田委員より欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に3番田中委員、4番山崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4頁まで計19件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾) 5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。6番櫻木委員。
- 6 番 (櫻木委員) 山麓部で段差が大きいため、傾斜を緩やかにするため地上げを行い、畑として利用するものです。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に報告番号2番について担当委員の報告を求めます。5番後藤委員。
- 5 番 (後藤) 申請農地については、昨年取得をされた所ですが周囲や水路より低く排水ができないため水路より少し高く地上げを行い、畑として利用するものです。作付け予定は野菜です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）9頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。5番後藤委員あっせん委員の推薦をお願いします。

5番 （後藤委員）8番窪山委員にお願いしたいと思います。

議 長 8番窪山委員よろしいですか。

8番 （窪山委員）はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に5番後藤委員、8番窪山委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は20番羽野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

20番 （羽野委員）31番森委員と32番和佐野委員にお願いします。

議 長 31番森委員よろしいですか。

31番 （森委員）はい、了解いたしました。

議 長 32番和佐野委員よろしいですか。

32番 （和佐野委員）はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に20番羽野委員、31番森委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は9番田中委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

9番 （田中委員）37番森部委員にお願いしたいと思います。

37番 （森部委員）はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に9番田中委員、37番森部委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は34番日吉委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

34番 （日吉委員）35番小嶋委員にお願いしたいと思います。

議 長 35番小嶋委員よろしいですか。

35番 （小嶋委員）はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に34番日吉委員、35番小嶋委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。13頁まで11件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

27番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人の労力不足と譲受人の経営拡大によるもので、今回の売買となっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 内容につきましては、譲渡し人の労力不足によるもので譲受人は申請地を借りて耕作されていた方です。双方にて売買の話がついたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番井上委員。

7番 (井上委員) 審議番号3番について説明します。譲渡し人は一人暮らしでもあり労力不足であり、譲受人が買い受けて耕作をすることで今回の申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号4番について説明します。譲受人は申請地を借りて耕作されてありました。譲渡人の要望にて今回の申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲渡し人が他県在住のため離農によるためであり譲受人は隣接する空き家と併せて農地を取得し経営拡大するものです。農地

議 長 法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく願ひします。
 全委員 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 議 長 異議なし。
 全委員 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
 全委員 す。
 議 長 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
 19番 （橋本委員）審議番号6番について説明します。譲渡し人は、先ほどの審議番号5番の譲渡
 し人の弟さんで市外の方であり遠方でもあり離農のため今回、一緒に申請されてあります。
 農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よ
 ろしく願ひします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
 全委員 す。
 議 長 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
 25番 （石井委員）審議番号7番について説明します。譲渡し人の労力不足によるもので譲受人は
 相手方の要望で話がまとまったものです。問題はないと思います。農地法第3条第2項には
 該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく願ひします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
 全委員 す。
 議 長 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。
 11番 （徳永委員）審議番号8番について説明します。譲渡し人が市外居住のため耕作不便であり
 譲受人は耕作に良いため売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項に
 は該当いたしません。ご審議方よろしく願ひします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
 全委員 す。
 議 長 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。
 11番 （徳永委員）審議番号9番について説明します。契約内容は売買です。譲渡し人の離農によ
 るもので申請農地は譲受人の自宅に隣接しており今まで管理されていたものです。何ら問題
 はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願ひし
 ます。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。

1 4 番

次に、審議番号 1 0 番について、担当委員の説明を求めます。1 4 番古川委員。
（古川委員）審議番号 1 0 番について説明します。譲渡し人の体調不良による労力不足によるもので申請農地は譲受人の農地に隣接しており経営拡大によるものです。契約内容は売買です。何ら問題はないと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長
全委員
議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 0 番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。
異議がないようですので、審議番号 1 0 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 1 0 番は許可といたします。

2 1 番

次に、審議番号 1 1 番について、担当委員の説明を求めます。2 1 番伊藤委員。
（伊藤委員）審議番号 1 1 番について説明します。譲渡し人は母娘の二人暮らしで現在は親戚の方の協力を得て営農されていますが、労力不足により厳しい状態でもありますので、近所に住んである譲受人に相談され話がまとまったものです。契約内容は売買です。何ら問題はないと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長
全委員
議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 1 番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。
異議がないようですので、審議番号 1 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。

ここで、議案第 4 号、議案第 5 号及び第 6 号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局

（松尾）ビデオ放映の前に、議案書記載の法人の住所表記について法務局との協議による説明。議案第 4 号、議案第 5 号及び第 6 号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。（ビデオ放映）

議 長

（ビデオ説明終了後。）それでは、議案第 4 号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

（松尾）1 4 頁をお願いいたします。議案朗読。本件は当初、賃貸借契約をする予定でしたが、都合により売買へと契約内容が変更となったものです。

議 長
全委員
議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
異議なし。
異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。

ここで、1 0 分間の休憩をいたします。再開は 4 0 分からといたします。

〈 休憩 1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 0 〉

議 長

再開いたします。1 5 頁をお願いします。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1 件でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。5 番後藤委員。

5 番 (後藤委員) 審議番号 1 番について補足説明します。申請者はブドウ専業農家で今回、田を地上げして畑にしブドウを植えられるそうです。雨水排水は既存が通し水ですので既存のままだそうです。隣接者の承諾もあります田を畑への転用です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。

次に、16 頁、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 16 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。18 頁まで 10 件でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。27 番穴見委員。

27 番 (穴見委員) 審議番号 1 番について説明します。転用の目的、露天駐車場で転用理由は、毎月 25 日の法事の際には 350 名の参加があり、既存駐車場 62 台では不足しているため。砂利敷き農地法の運用について、用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第 3 種農地です。雨水は既存水路へ流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。33 番徳田委員。

33 番 (徳田委員) 審議番号 2 番について説明します。貸人と借受人は親子です。現在隣地で飲食店を営んでいるが、事業拡大のため母の土地を借りてもう 1 店舗建築するものです。排水は公共下水へ雨水排水は既存の水路に流すそうです。周辺に農地はございません。農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第 3 種農地です。地区の区会長の承諾もいただいております。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。

次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。33 番徳田委員。

33 番 (徳田委員) 審議番号 3 番について説明します。申請人の借受人と貸人は親子です。転用の目的、集合住宅でアパート経営による家賃収入を得るため、母の土地を借りて集合住宅を建

築するものです。農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地です。雨水については溜桝に集積して既存水路へ、生活排水は公共下水へ流すそうです。農業用水については水利承諾許可を得てあります。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 （窪山委員）審議番号4番について説明します。現在借家住いのため申請地を購入し自己用住宅を建築するものです。農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地です。生活排水については公共下水へ流します。雨水は既存水路に流します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

ここで事務局にお尋ねしますが第1種住居地域と第1種低層住居専用地域の内容はどう違うのか。

事務局 （局長）都市計画の詳細な資料を用意しておりませんので資料を準備してお答えしたいと思います。

議長 それでは、後日、資料を準備してご説明いただきます。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 （窪山委員）審議番号5番について説明します。集合住宅でアパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。農地法の運用について用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地です。雨水については溜桝に集積して既存水路へ、生活排水は公共下水へ流すそうです。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 （後藤委員）審議番号6番について説明します。譲渡人については申請地に隣接した住宅に住んでありましたが数年前に譲受人へ譲渡されてます。その宅地の後ろに今回の申請地があります。回りは住宅に囲まれU字溝や下水も無いため地上げ等をせずにそのまま貸露天資材置き場として使用するものです。農地法の運用は、その他の農地に該当、農用地区域外、第2種農地です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 転用目的はJAによる〇〇跡地に選果場、直販加工施設の建設です。各地に分散している選果場を一か所にまとめ、併せて直販施設を建設するものです。排水については現在、下水が通っていないため溜枳を設置し調整池へ流し、下水の設置後には、そちらへつなぐそうです。農地法の運用、10ha以上の一団の農地、一体開発に該当。用途区分、農用地区域外、第1種農地です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人の〇〇薬局について既存敷地が手狭になったということで隣接農地の2分の1の敷地拡張です。駐車場として利用しますので雨水排水は既存施設へ放流するそうです。農用地区域外、第1種農地、農地法の運用については、敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号9番について説明します。申請農地は、ビデオでもご覧いただいたとおり手前に宅地があり奥が農地となっております。面積は農地と宅地が同じくらいの面積です。設置方法については現状をあつかわずに太陽光発電設備を設置するそうです。地上げをすれば周辺宅地へ雨水が流れ込みますので現状のまま処理をおこなうそうです。第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思います。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。

25番 (石井委員) 審議番号10番について説明します。現況地目は田、申請内容は、太陽光発電設備用地で再生可能エネルギー法による新規事業参入のためで契約は売買です。農地法の運用、市役所(支所)から500m以内の農地に該当、農用地区域外第2種農地です。雨水については既存側溝へ流します。隣接地や区会長、水利委員長の承諾も得てあります。問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。

次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。３番田中委員。

３番 （田中委員）審議番号１１番について説明します。先に議案第４号にて審議いただきました案件で昨年の１２月に審議いただいたもので契約内容が賃貸借でしたが売買へ変更となったものです。〇〇工場の敷地拡張です。理由は業績拡大のため、現工場に隣接して新工場を建設するものです。雨水排水は既存施設へ放流するそうです。農用地区域外、第１種農地、農地法の運用については、敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号１１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号１１番は承認いたします。

次に、１９頁、議案第７号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号１番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 （松尾）１９頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号１番について、あっせん委員の補足説明を求めます。２番松尾委員。

２番 （松尾委員）ありません。

議長 ３２番和佐野委員。

３２番 （和佐野委員）ありません。

議長 審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認いたします。

次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号２番について、あっせん委員の補足説明を求めます。２０番羽野委員。

２０番 （羽野委員）ありません。

議長 ２２番田子森委員。

２２番 （田子森委員）ありません。

議長 ３１番森委員。

３１番 （森委員）ありません。

議長 審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号２番は承認いたします。

次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号３番について、あっせん委員の補足説明を求めます。７番井上委員。

７番 （井上委員）ありません。

議長 １０番釜堀委員。

１０番 （釜堀委員）ありません。

議 長 2 2 番田子森委員。
2 2 番 (田子森委員) ありません。
議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。
次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2 5 番石井委員。
2 5 番 (石井委員) ありません。
議 長 2 6 番西川委員。
2 6 番 (西川委員) ありません。
議 長 審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15 : 15)